

タイトル：2017 Middle Eastern and Islamic Studies in Japan: The State of the Art (No.11)

日時：2017年11月29日(水)10:00～13:20

場所：Japan Center for Middle Eastern Studies, 2nd Floor, A2-1, Azariyeh Bldg, Beirut Central District

“Religious Tradition and Modernity in the Forefront of the Political Theory: The Case of Islamist Intellectuals in Egypt”

黒田 彩加(日本学術振興会・立命館大学)

本報告会では、エジプトにおける著名なイスラーム主義知識人である、ターリク・ビシュリー(1933-)の法・政治思想に関する発表を行った。宗教復興以降のエジプトでは、政治思想史の伝統的な理念型である「シャリーアに基づく統治」に従った、イスラーム法の施行が社会的要請としておこった。しかし、イスラーム法は伝統的に法曹法・不文法であるため、現代におけるイスラーム法の施行が何を意味するのかについては、必ずしも合意がとれていない。本発表では、現代におけるイスラーム法の施行にかかる思想的課題を紹介したうえで、イスラーム主義の思想的側面にアプローチするという問題意識にも基づき、裁判官の職歴を持つ思想家ビシュリーの立場を検討した。その結果、ビシュリーが、憲法の国教条項を通じたイスラームの規範性への言及を求めつつ、イスラーム的な原則をどのように制度化するかについては各共同体の選択を尊重する統合・折衷主義的な立場を採っていること、イスラーム法の刷新を支持しつつ、倫理的な側面と社会的法規範としてのイスラーム法の役割を重視し、過剰な法典化からは距離をおいていることを論じた。

コメンテーターの Ahmad Moussalli 教授(ベイルート・アメリカン大学)からは、民主主義や市民権といった理論的視座を充実させる必要性、ラーシド・ガンヌーシーやハサン・トゥラービーといった、実際の政治に大きな影響力を持つとともに、民主主義に関する理論を整備した思想家たちとの比較研究の必要性の指摘をいただいた。また、オブザーバーとして参加してくださった Gianluca Parolin 教授(アーガー・ハーン大学)からは、エジプトの思想界におけるビシュリーの位置づけに関するコメントがあり、彼を単純なイスラーム主義知識人として位置付けることへの疑問が呈された。この点に関しては、報告者も完全に同意するところだが、その指摘をうけて、彼の自己認識、彼に関する他者(知識人、政治家、一般大衆)の認識をふまえた枠組みを十分に提示しきれなかった点は、今後の課題である。時間的な制約があったとはいえ、ビシュリーという思想家の特質を提示することを目的とするあまり、報告題目とのずれが生まれたこと、ほかの思想家との比較や、政治思想史の文脈において、彼の思想がどのように位置づけられるか伝えきれなかったことは、本発表にかかる反省点のひとつである。しかし、自分の発表に対するフィードバックを現地研究者から得るといふ貴重な機会を持つことができ、大変充実した報告会だったと感じている。

また、報告会以外でも、現地研究者と交流する機会や、レバノンの社会や歴史に触れて洞察を深める機会を多く持ち、全日程を通じて非常に充実した時間を過ごすことができた。ベイルート市内で開催されていたブックフェアに参加できたことも僥倖であった。このような機会を与えてくださり、滞在をサポートしてくださった黒木英充先生、錦田愛子先生、JaCMES 研究員の近藤洋平さんを

はじめ、本報告会の実施のために尽力してくださったすべてのスタッフの皆様にお礼を申し上げます。
い。